マスク着用のお願いについて

厚生労働省は、令和5年2月10日の事務連絡にて「マスク着用の考え方の見直し等について」を示し、令和5年3月13日からマスク着用は個人判断に委ねることが明らかになりました。また文中の「2. 着用が効果的な場面の周知等」では、医療機関受診時や高齢者等重症化リスクの高い者が多く集まる医療機関等への訪問では、マスク着用を推奨する。さらには「5. 留意事項」で、事業者における対応として、マスクの着用は個人の判断に委ねるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されると示されました。

本連絡を受け、大分県厚生連健康管理センターでは、令和5年3月13日以降のマスクの取り扱いについて議論を重ねて参りましたが、下記の理由により、マスク着用が必要であると判断し、令和5年3月13日以降も当分の間はマスク着用での入館をお願いすることが決定しましたので、引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ① 高齢者等重症化リスクが高い受診者が多く集まること。
- ② 屋内で他者と身体的距離 (2m以上を目安) が確実に取ることが困難であること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関である大分県厚生連鶴見病院と兼務している 従業員が多いこと。

大分県厚生連健康管理センターセンター長 鈴 木 正 義